

マイナンバーカード（個人番号カード）及び電子証明書 利用の御案内

1 マイナンバーカードの利用

- ① マイナンバーカード（以下「カード」という。）は、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続等のほか、様々な場面で、本人確認書類として広く活用できます。
- ② カードの裏面に記載されている個人番号は重要な個人情報ですので、マイナンバー（個人番号）の提示が必要な行政手続等の場面に限り提示するようにしてください。

2 電子証明書の利用

- ① カードのICチップの中に電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）を入れることができます。
 - ・署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します（例 e-Tax等の税の電子申請など）。パスワードは6～16桁の英数字です。
 - ・利用者証明用電子証明書は、医療機関受診時や、マイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書交付などに利用します。パスワードは4桁の数字です。

- ② これらの電子証明書はスマートフォンやパソコンにつないだICカードリーダーにカードをかざして読み取ることが可能です。

カードに対応したスマートフォンはこちら

<https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>

※自宅のパソコンから利用する際には、ICカードリーダーや「利用者クライアントソフト」等が必要になります。利用方法は、公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/>）を御確認ください。



- ③ カードのICチップに搭載されている署名用電子証明書を使って、お持ちのスマートフォンに電子証明書を搭載することができます。スマートフォン用の電子証明書はマイナポータル（<https://myna.go.jp/>）から発行が可能です（※）。
※窓口では発行できません。



3 暗証番号の取扱い

- ① カードに設定した暗証番号は、他人に知られないように十分注意してください。窓口等で記入した用紙を大切に保管してください。
- ② 電子証明書の暗証番号は、コンビニ等のキオスク端末（マルチコピー機）において初期化・再設定、マイナポータルにおいて再設定を行うことが可能です。
【コンビニ等のキオスク端末（マルチコピー機）】（初期化・再設定が可能。どちらかの電子証明書の現在の暗証番号が必要）
スマートフォンに公的個人認証の専用アプリを入れて、予約した上でコンビニ等のキオスク端末にて

24時間以内の手続きが必要です。

- ・ 公的個人認証サービスポータルサイト

マイナンバーカードのパスワードをコンビニで初期化

<https://www.jpki.go.jp/jpkiidreset/howto/index.html>

【マイナポータル】（再設定のみ可能。現在の利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁が必要）

パソコン利用：<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0145.html>

スマートフォン利用：<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0146.html>



③ 署名用電子証明書の場合5回、利用者証明用電子証明書の場合3回、暗証番号を連続（累計）して誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意してください。

ロックの解除は、マイナンバーカードセンター又は住所地の区役所窓口に申請する必要があります。

4 引越等に伴う手続

① 引越や婚姻等により、氏名、住所等の券面記載事項に変更が生じた場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、カードを区役所窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等をカードの追記欄に記載します。また、署名用電子証明書はこれらの記載事項に変更が生じると自動的に失効しますので、窓口において新しい署名用電子証明書の発行手続を行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、引越や婚姻等により変更が生じた場合でも失効しません。

② 引越の際に、転入届を提出してからカードの情報を変更せずに90日が経過した場合、カードが失効しますので御留意ください。また、引越の際、転出届を提出してから転入先に転入届を行わず、転出予定日から30日を経過した場合又は転入日から14日以上経過してから転入届をした場合にも、カードが失効します。

5 カード・電子証明書の有効期間

① カードの有効期間は、18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。

② 電子証明書の有効期間は、発行日後5回目の誕生日まで又はカードの有効期間までになります。カードのおもて面に有効期間を記載する欄がありますので、御自身で記入いただくか窓口職員に記入を依頼してください。

③ カード・電子証明書は、有効期間の満了の3か月前となる日の翌日より更新を行うことができます。有効期間を迎える方に対し、有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書が送付されますので、有効期限が切れる前に更新の手続（手数料は無料です。）を行ってください。なお、カードの更新は、オンラインでの申請が可能ですが、電子証明書の更新は、マイナンバーカードセンター又は住所地の区役所へ来庁する必要があります。

6 カード紛失等の場合の対応

① カードを無くした場合、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には365日24時間対応）に連絡し、カ

ードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178

・個人番号カードコールセンター（有料）0570-783-578

※ 上記がつかない場合 050-3818-1250（有料）

なお、カード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、マイナンバーカードセンター又は住所地の区役所窓口で一時停止の解除を行えます。

② カードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、ID付き申請書を利用して再交付の申請を行っていただく必要があります。ID付き申請書は川崎市マイナンバーコールセンターか市HPの申請フォーム（<https://logoform.jp/form/FUQz/919534>）から申請してください。受取の際に紛失の場合は警察署等から出される遺失物届等（受理番号が記載されているもの）を、焼失等の場合は消防署等から出される罹災証明をお持ちください。また、損傷したカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には、手数料（1,000円）が掛かります。



③ カードの紛失等に伴う再交付で、お急ぎの場合は、区役所窓口で特急発行（1週間程度での発行）での申請ができます。なお、特急発行での再交付の際には、原則手数料（2,000円）が掛かります。

7 カードの取扱い上の注意事項

① 熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので、以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。

- ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと。
- ・洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけたりしないこと。
- ・カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと。
- ・ICチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと。
- ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座るなどICチップ部分に局所的な荷重をかけないこと。

② カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、以下のとおり薬品や液体等に注意してください。

- ・化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと。
- ・水に濡れた状態で使用しないこと。
- ・塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと。

③ カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、以下のとおり強い磁気に注意してください。

- ・テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケー

ス、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと。

④ ①～③に注意していなかった場合、ＩＣチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカードの再交付には手数料が必要となります。

8 カード再交付に係る手数料

カードの再交付には、原則以下の手数料が必要となります。

- ・カードのみの再交付の場合 ８００円
 - ・カードの再交付と同時に電子証明書の発行も行う場合 １，０００円（特急発行は２，０００円）
 - ・顔認証マイナンバーカード再交付の場合も電子証明書の発行を伴うため １，０００円
- ただし、天災、盗難等その他本人の責めによらない場合は、無料となることがあります。

9 顔認証マイナンバーカード

・暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定した「顔認証マイナンバーカード」を希望された場合、このカードは、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できません。

カードに記録されている顔写真を用いて顔認証又は目視による確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認ができ、医療機関・薬局を受診等することができます。

・顔認証マイナンバーカードから暗証番号ありカードに戻す（切り替える）場合、マイナンバーカードセンター又は住所地の区役所に申し出てください。

10 マイナ保険証

マイナ保険証として利用するためには、マイナポータルで利用申込が済んでいること及び利用できる医療機関・薬局であることが必要です。なお、マイナ保険証を利用する場合でも、医療保険者への加入・脱退の届出は、引き続き必要です。詳しくは以下のサイトを参照ください。

なお、カードや電子証明書の有効期限が切れても、有効期限満了日が属する月末から３か月後の月末までは、オンライン資格確認によりマイナ保険証として利用できます。

- ・厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



11 その他

以上のほか、カード及び電子証明書の利用に関する情報については、以下のサイトを参照ください。

- ・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

- ・公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/>



総務省



地方公共団体情報
システム機構



公的個人認証サービス
ポータルサイト

川崎市マイナンバーコールセンター（月曜～日曜、９時～１９時、祝日・年末年始を除く）

電話 ０１２０－３８０－３６６（フリーダイヤル）

０５０－３３１０－５９０７（有料）

(R7.10)